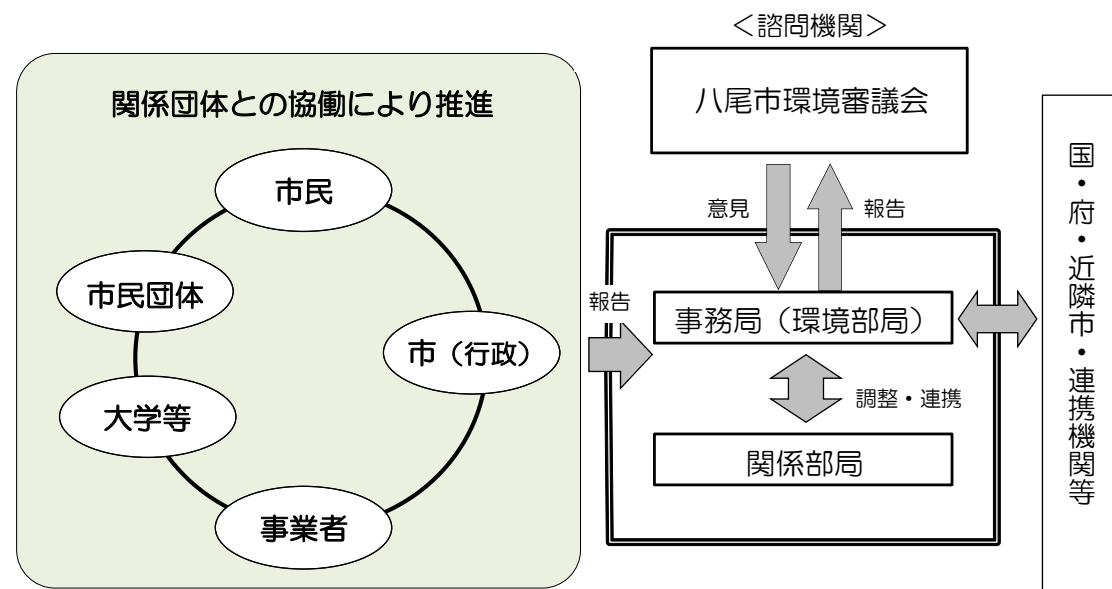


5 計画の推進方法

推進体制の整備

計画を推進していくためには、市民・事業者・行政等多様な主体が連携し、それぞれの立場から、自らの環境を自らで守るための役割分担をして進めていく必要があります。各主体が協働して計画を推進していけるような体制づくりを進めます。



計画の進行管理

本計画の推進にあたり、計画の進捗状況を点検・評価し、その効果を評価する中で、適切な見直しを行っていく必要があります。

そこで、本計画の進行は、環境マネジメントシステムの基本的な PDCA サイクル「計画(Plan)→実行(Do)→点検・評価(Check)→改善・見直し(Action)」に則った形で管理します。



図 計画の進行管理



策定 令和3年(2021年)3月

改定 令和7年(2025年)3月

八尾市

八尾市環境総合計画 概要版 (令和7年3月改定版)

令和7年(2025年)3月 発行

編集・発行 八尾市環境部環境保全課

〒581-0026 八尾市曙町 2-11

電話 (072) 924-9359

刊行物番号 R6-229

1 計画の基本的な事項

本計画は、八尾市民の環境を守る基本条例第7条の規定に基づき、豊かな環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の方向を定め、市民、事業者及び行政の各部署が一体となって環境を意識したまちづくりを推進するために策定するものです。

計画策定の背景

環境行政を取り巻く状況は大きく変化しており、世界においては、SDGs の採択やパリ協定の発効等、国際社会全体が協力して、温室効果ガス排出削減等の脱炭素化をはじめ、資源循環や自然共生等を取り入れた持続可能な発展のために、具体的な目標を持って取り組むための枠組の整備が進んでいます。

わが国においては、国際的な動向を取り入れた「第五次環境基本計画」が平成30年(2018年)4月に閣議決定され、めざすべき社会の姿として、「地域循環共生圏」の創造や「世界の範となる日本」等を掲げるとともに、SDGs の考え方を活用した環境・経済・社会の統合的向上を具体化しています。

計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「八尾市総合計画」の環境面における部門計画であり、「八尾市民の環境を守る基本条例」に基づく、豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものです。

計画の期間

八尾市第6次総合計画を見据えて、本計画の計画期間を令和3年度(2021年度)から令和10年度(2028年度)までの8年間とします。計画期間を前期4年、後期4年に分け、八尾市を取り巻く環境や社会の状況が大きく変化する等、必要な場合は、適宜見直しを図ります。

計画の対象

本計画で対象とする環境の範囲は多岐にわたり、相互に関連しています。本計画では、自然環境、生活環境、都市環境の良好な保全及び創造を通じて地球環境問題にも貢献していくものとし、下記に代表的な要素を示します。

また、主体は「市民」「事業者」「市(行政)」とします。

本計画の対象

「地球環境」：地球温暖化、エネルギー、交通等
「資源循環」：廃棄物、リサイクル等
「生活環境」：大気、水質、騒音・振動、悪臭、有害化学物質等
「自然環境」：地形・地質、河川・ため池、生態系(動物・植物)、里山・農地等
「都市環境」：歴史・文化、景観、観光・レクリエーション等
「環境活動」：人材育成、環境教育、環境活動等

2 計画の目指すもの(望ましい環境像と基本方針)

望ましい環境像

「自然と共生した快適な環境をみんなでづくり 未来へつなぐまち、やお」

多様な主体が連携し、目標年度である令和10年(2028年)に向け、SDGsや地域循環共生圏といった視点を持って個々の施策等に取り組みます。

基本方針

望ましい環境像を実現するために、市民や事業者とのパートナーシップをさらに充実するとともに、地球温暖化対策等の側面に重点を置き、6つの基本方針を設定します。

6つの基本方針の取組により、環境・経済・社会の統合的向上を図り、望ましい環境像の達成を目指します。

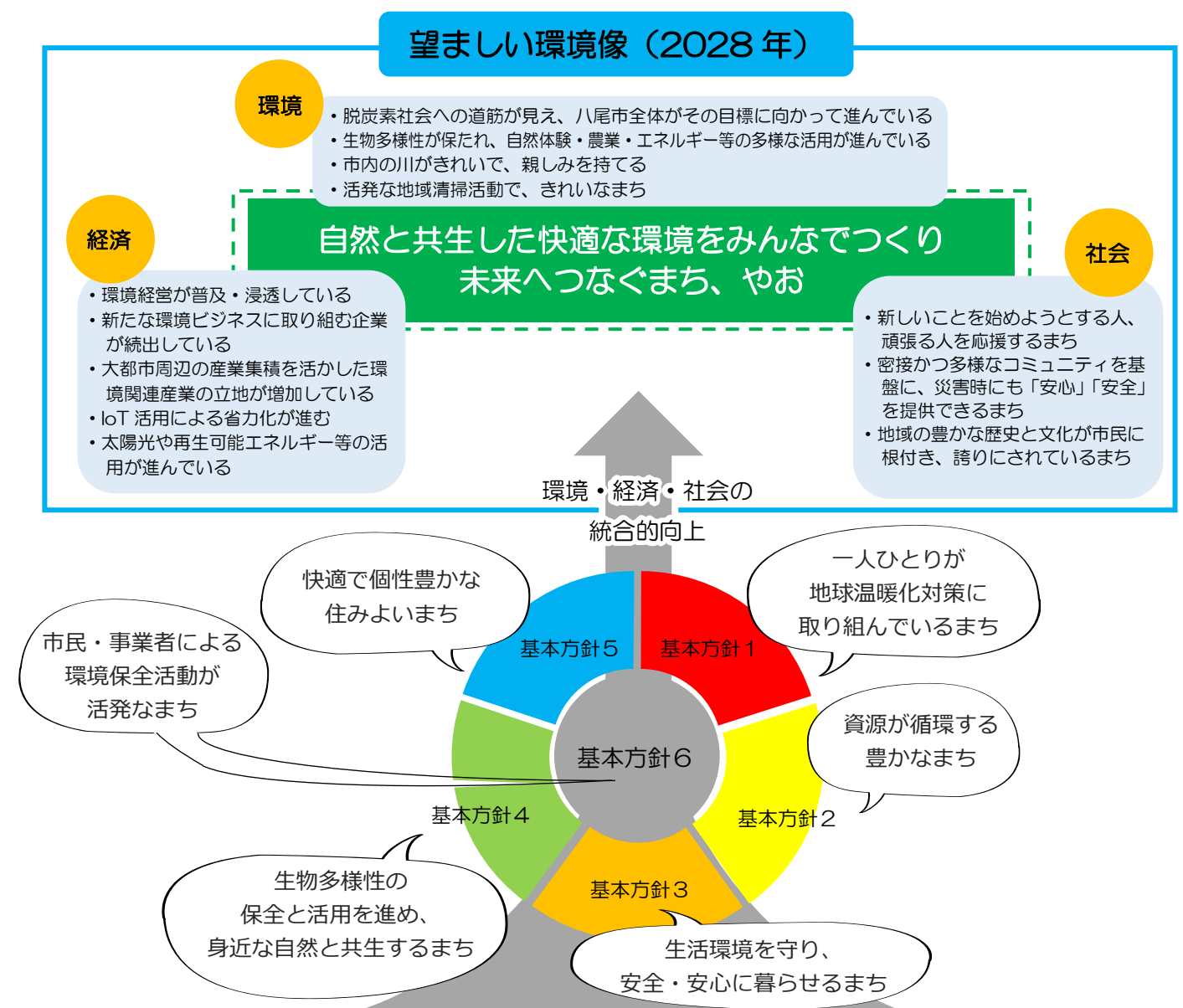
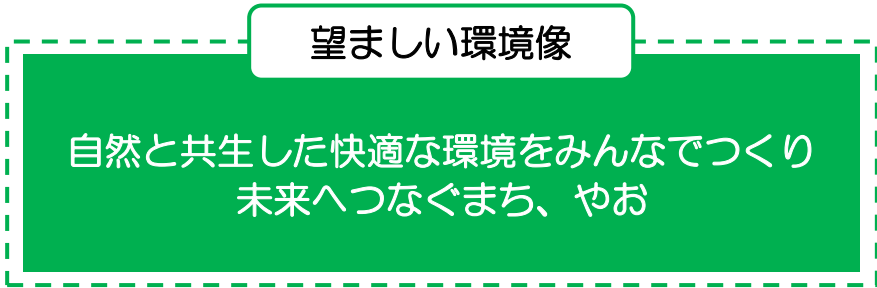


図 望ましい環境像と基本方針

3 施策体系



各基本方針、施策を実施し、2028年の望ましい環境像をめざす。

基本方針	施 策
基本方針Ⅰ【地球環境】 ◆一人ひとりが地球温暖化対策に取り組んでいるまち	1. 脱炭素型の生活・事業活動の推進
	2. 気候変動への適応の推進
基本方針Ⅱ【資源循環】 ◆資源が循環する豊かなまち	3. ごみの減量・再使用の推進
	4. 資源が循環する仕組みの充実
	5. 適正なごみ処理の推進
基本方針Ⅲ【生活環境】 ◆生活環境を守り、安全・安心に暮らせるまち	6. きれいな空気、水及び騒音・振動が少ない環境の保全
	7. その他の生活環境の保全と創造
基本方針Ⅳ【自然環境】 ◆生物多様性の保全と活用を進め、身近な自然と共生するまち	8. 生物多様性とその生息環境の保全
	9. 自然とふれあえる場の創出
	10. 里山の自然や都市近郊農地の活用
基本方針Ⅴ【都市環境】 ◆快適で個性豊かな住みよいまち	11. 快適な都市環境の確保
	12. 清潔で美しいまちづくり
	13. 歴史的・文化的環境の保全
基本方針Ⅵ【環境活動】 ◆市民・事業者による環境保全活動が活発なまち	14. 環境を大切にする人づくりの推進
	15. 市民・事業者の自主的な環境保全活動や環境経営の推進

4 環境施策

1【地球環境】一人ひとりが地球温暖化対策に取り組んでいるまち

省エネルギーの推進と効率的な利用の促進、再生可能エネルギーの導入と普及促進等の緩和策、自然災害や気候変動に応じたまちづくり・くらしの推進による気候変動への適応策等を推進していくことにより、脱炭素社会を実現し、地球環境への負荷が少ないまちをめざします。



施策	個別施策	環境指標
1. 脱炭素型の生活・事業活動の推進	・再生可能エネルギー（電気・熱）・未利用エネルギーの利用の拡大 ・市民・事業者の温室効果ガス削減活動の促進 ・ヒートアイランド現象に対応したまちづくりの推進	○市域の温室効果ガス排出量 ○市役所の温室効果ガス排出量
2. 気候変動への適応の推進	・適応策についての情報提供・意識啓発 ・個別の適応策の推進	

2【資源循環】資源が循環する豊かなまち

ごみの発生抑制とリユースの促進、分別・リサイクルの促進、環境負荷の小さいごみ処理等の取組を推進していくことにより、持続可能な循環型社会を形成し、環境にやさしいまちをめざします。



施策	個別施策	環境指標
3. ごみの減量・再使用の推進	・廃棄物の発生・排出抑制 ・プラスチックの削減	○1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 ○資源化されている量を除くごみ処理量
4. 資源が循環する仕組みの充実	・食品ロスの削減 ・再使用の促進	
5. 適正なごみ処理の推進	・資源の再生利用の促進 ・パートナーシップの構築	
	・ごみの適正排出の推進 ・ごみ処理施設の整備の推進	
	・不法投棄の防止	

3【生活環境】生活環境を守り、安全・安心に暮らせるまち

公害の防止及び環境への負荷の低減に向けた取組を推進していくことにより、快適な生活環境が確保され、誰もが安全で安心して暮らすことができるまちをめざします。



施策	個別施策	環境指標
6. きれいな空気、水及び騒音・振動が少ない環境の保全	・大気環境の保全 ・水環境の保全 ・騒音・振動の防止 ・有害化学物質等による環境汚染の未然防止	○大気環境基準達成率 ○水質環境基準達成率
7. その他の生活環境の保全と創造	・地盤環境の保全 ・公害苦情処理対策 ・環境の保全と創造に関する協定締結の推進 ・電波障害・日照障害対策の推進 ・その他の周辺環境への配慮	○騒音環境基準達成率 ○公害苦情解決率

4【自然環境】生物多様性の保全と活用を進め、身近な自然と共生するまち

生物多様性の保全と向上、里山と農地の保全・活用の促進、都市緑化と緑地保全等を推進していくことにより、多様な生き物が暮らす本市の豊かな自然を保全し、将来に引き継ぐとともに、人と自然が共生するまちをめざします。



施策	個別施策	環境指標
8. 生物多様性とその生息環境の保全	・貴重な生物多様性の保全 ・生物多様性保全に係る推進体制の整備	○里山保全活動の参加人数 ○農用地利用集積計画の作成等の件数
9. 自然とふれあえる場の創出	・里山の保全 ・水辺環境の保全	
10.里山の自然や都市近郊農地の活用	・里山の活用 ・農地の維持及び遊休農地の活用 ・環境保全型農業の促進	

5【都市環境】快適で個性豊かな住みよいまち

景観の保全・創出、快適な交通環境、歴史資産の保護等の取組を推進していくことにより、都市との調和を図り、自然・歴史・文化を守り引き継ぎながら、美しく多様な八尾の景観を守り育むまちをめざします。



施策	個別施策	環境指標
11.快適な都市環境の確保	・身近に親しめる緑の普及 ・ヒートアイランド現象に対応したまちづくりの推進 ・住工共存のまちづくり ・環境に配慮したまちづくりの推進 ・自転車の利用しやすいまちづくり	○都市計画道路の整備率 ○放置自転車の移動保管台数 ○地域一斉清掃の収集依頼件数
12.清潔で美しいまちづくり	・まちの美化の推進 ・景観に配慮したまちなみ保全 ・空家・あき地の適正管理の推進	
13.歴史的・文化的環境の保全	・歴史資産の保全と活用	

6【環境活動】市民・事業者による環境保全活動が活発なまち

環境教育・環境学習の推進、市民・事業者・教育機関との協働の取組等を推進していくことにより、子どもから大人までの一人ひとりが高い環境意識を持ち、全ての主体が環境保全活動に参加し、将来の世代に豊かな環境を守り引き継ぐまちをめざします。



施策	個別施策	環境指標
14.環境を大切にする人づくりの推進	・環境教育・環境学習の推進と支援 ・環境教育・環境活動の拠点の整備と活用 ・環境情報の提供	○環境マネジメントシステム認証取得事業所数 ○市民環境講座の参加者数
15.市民・事業者の自主的な環境保全活動や環境経営の推進	・市民や事業者による環境保全活動の支援 ・市民、事業者、行政が連携した環境保全活動の推進 ・環境の保全と創造に関する協定締結の推進 ・環境経営・環境ビジネスの促進	